

令和 3 年度

事 業 計 画 書

一般財団法人 日本視聴覚教育協会

一般財団法人 日本視聴覚教育協会

令和3年度 事業計画書

【基本方針】

文部科学省では Society 5.0 時代に向けて、児童生徒 1 人 1 台の端末と学校への高速ネットワーク環境の整備を令和 5 年度までに実現する「GIGA スクール構想」を打ち出し、令和 2 年、国を上げての学校の ICT 環境整備に乗り出した。3 月に入り海外から国内に広まつた新型コロナウイルス感染症への対策から、学校は全国一斉臨時休業を余儀なくされた。子供たちの学びを止めることなく、学びを保障する環境を早急に実現する必要から計画は前倒しされ、1 人 1 台端末環境の早期実現のために、令和 2 年度補正予算 2,292 億円が計上され全国で一斉に導入が進んだ。導入された端末を学校現場でしっかりと活用していくには、ネットワークやクラウド活用環境の整備とともに、教員研修の充実が課題となっている。

令和 3 年度からは、小学校に続き中学校でプログラミング教育を含む新学習指導要領が全面実施される。新学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力として言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成することが求められている。その総則には、「情報活用能力の育成を図るため、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークを活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること、また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」が明示されている。

生涯学習の場においては、少子化や過疎化、高齢化など社会の変動に対応し、市民の社会参加への動きが活発化している中で、I o T、ビッグデータ、A I 等が発達した社会においても活躍できる人材が求められており、従来の視聴覚教育の手法を積極的に取り入れ、I C T 等を活用した教育方法の充実を図っていくことが求められている。

これらを受けて、93 年という歳月の積み重ねを持つ協会は、新型コロナウイルス感染症対策を図りつつ、一般財団法人としての責務を果たすべく、これまで培ってきた豊かな「視聴覚教育」の知見を活かすとともに、関係団体との連携を強化しつつ、日常的な学習の場において、I C T を活用した教育が実践されるよう普及事業を実施していく。

公益目的の継続事業については、視聴覚教育を利用した教育方法改善のための研究・普及事業、映像教材及び自作視聴覚教材の制作奨励事業の内容を精査し、より効率的な運営を図るとともに、視聴覚教育利用・普及のための出版事業については、柱のひとつである月刊「視

聴覚教育」誌の内容面での一層の刷新・充実に努めるとともに、新たな購読者・賛助会員の增加につながるよう、全力をあげて努力を重ねていく。

その他事業の内容については、緊急度、社会的・公共的必要度について真摯に内容を検討し、前例の踏襲に終わることのないよう事業の充実に当たる。そのための運営体制を吟味するとともに、財政面の確保と僕約について引き続き努力していく。

【継続事業】

継続事業 1 視聴覚教育を利用した教育方法改善のための研究・普及事業

社会の情報化により情報ネットワークが進展していく中で、教育効果が上がるよう、適切に映像や画像を活用する方法を研究・普及する視聴覚教育の分野においても、従来利用されていた視聴覚教材・機材に加え、ＩＣＴを活用した教育方法の改善が図られ、新たな教育環境の整備や活用方法の普及等、大きな変革がもたらされている。これまで協会が、継続し蓄積してきた教育方法改善のための研究・普及事業により、以下の4項目について事業を進め、教育関係者に向けて視聴覚教育を利用した教育方法改善のための研究の成果を提案する。

(1) 教育ＩＣＴ活用 普及促進のための研修の実施

全国の学校における電子黒板、情報端末などのＩＣＴ教材・機材を活用した教育に関する展示研究を通じて、教育関係者が体験的に研修を深められる機会を提供する。

例年、日本視聴覚教具連合会と連携し文部科学省共催により、「eスクール ステップアップ・キャンプ」として開催してきたが、令和2年度は、国の「GIGAスクール構想」が前倒しとなり、各自治体で整備されつつある状況の中、児童生徒1人1台端末の早期有効活用の定着に向けた研修内容とした。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応からオンラインで開催し、大阪府枚方市教育委員会の協力を得て配信拠点とし、全国の教育関係者2093名(申込数)に、体験研修の機会を提供した。

本年度も、コロナウイルス感染症への対策を講じ、研修会の名称変更も視野に入れ、GIGAスクール構想をさらに推進していくための研修会を開催し、1人1台端末活用の具体的・体験的な情報提供を中心としたＩＣＴ教材・機材体験研修の場を提供していく。

(2) 視聴覚教育総合全国大会の開催

視聴覚教育の関係団体（日本学校視聴覚教育連盟、全国高等学校メディア教育研究協議会、全国視聴覚教育連盟、当協会）が合同して行う視聴覚教育総合全国大会の事務局として、利用者団体との連携調整を図るとともに大会の運営にあたる。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、予定していた大阪大会をオンライン開催とし、11月13日・14日の両日、全国放送教育研究会連盟との合同により実施した。1日目は大阪府内幼稚園・小学校・中学校、高等学校、特別支援学校11園校から授業の動画配信・ライブ中継、2日目は大阪市立今里小学校を会場として、実践発表、ワークショップ・セミナー、全体会の配信により、「ネットワーク社会におけるメディアとヒューマンコミュニケーション」をテーマに開催した。また、全国大会サイトに併設してオ

ンラインによる視聴覚教材・機材展示を実施した。事前申込 1,119 名、2 日間で延べ 5,809 回のアクセスがあった。

本年度は、コロナウイルス感染症の今後が見通せない状況からオンライン開催とし、全国放送教育研究会連盟との合同で、令和 4 年 1 月 22 日、首都圏で開催の予定である。

(3) 新たに開発された視聴覚教材・機材の周知のための展示会の開催

上記、視聴覚教育総合全国大会に併設して、学校教育、社会教育の場での活用を目的として開発された視聴覚教材・機材を展示し、教育関係者が実際に体験できる研究機会の場を日本視聴覚教具連合会と連携して提供する予定である。

(4) インターネット Web 活用による情報提供

継続して蓄積を進めている視聴覚教材情報データベースを初めとして、視聴覚センター・ライブラリー総括資料、生涯学習における ICT 活用に関する調査研究、著作権についての啓発、生涯学習研究 e 事典、委託事業や助成事業における成果等、視聴覚教育に関する情報を、インターネット Web を通じて教育関係者に提供していく。

継続事業 2 優れた映像教材の制作確保と制作奨励事業

視聴覚教育の一層の普及と振興を目的として、昭和 29 (1954) 年に開催されてから、毎年、「教育映像祭」の名称で「優秀映像教材選奨」、「中央大会」、「視聴覚教育功労者」、「夏休みこども映画フェア」を内容として東京を会場に実施している。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大を回避するために、上記のうち、「優秀映像教材選奨」、「中央大会」、「夏休みこども映画フェア」については中止とした。

(1) 優秀映像教材選奨

映像教材の質的向上と利用促進を図ることを目的として、教育映像制作者が制作した教材を対象としてコンクールを実施する。本年度は、コロナウイルス感染症への対策を講じた上で、教育映像及び教育映像コンテンツ作品について、6 部門 10 分野の構成で、令和元年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までに完成した作品を対象とする。

(2) 中央大会

優秀映像教材選奨入賞作品及び視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰の表彰式を開催している。本年度は、コロナウイルス感染症拡大状況等を踏まえ、開催の可否を判断していく。

(3) 視聴覚教育功労者

多年にわたり、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興・普及に功績のあった

者を対象に、わが国の視聴覚教育の今後の発展に資することを目的として、視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰が実施されている。視聴覚教育関係の全国団体より推薦された候補者を、協会が設けた有識者等の選考委員会において決定し、文部科学省へ推薦する。

(4) 夏休みこども映画フェア

子どもたちの豊かな心を育成するために、夏休み中の子どもたちを対象に、優れた児童劇・動画映画の上映を行う「夏休みこども映画フェア」を、東京都小学校視聴覚教育研究会と共同により開催する。本年度は、コロナウイルス感染症拡大状況等を踏まえ、開催の可否を判断していく。

継続事業3 学習に対応するきめ細かな自作視聴覚教材の奨励・普及事業

学校教員や社会教育関係者等が制作した自作視聴覚教材を対象として「全国自作視聴覚教材コンクール」を実施する。このコンクールは、その制作技法の優劣のみを問うのではなく、なぜその教材が必要とされるのか、具体的な利用方法を含めて審査する。審査は小学校部門〈幼稚園を含む〉、中学校部門、高等学校部門、社会教育部門の4部門で行われる。

本年度は、コロナウイルス感染症への対策を講じた上で、4部門の審査を実施し賞を決定する。例年、表彰式及び入賞作品の上映・講評は前述の中央大会で行っているが、コロナウイルス感染症拡大状況等を踏まえ、実施の可否を判断していく。

継続事業4 視聴覚教育利用・普及のための出版事業

昭和22(1947)年2月「映画教室」と題して創刊し、時代の変遷とともに「映画教育」、さらに現在の「視聴覚教育」と改題し、今日、刊行されている視聴覚教育に関する唯一の月刊専門誌である。また、視聴覚教育関係刊行図書として、視聴覚教育を活用した教育方法改善に関する解説書、調査年報等を学校教育、社会教育、産業教育関係者等に広く頒布することで、普及・振興を図る。

(1) 月刊「視聴覚教育」誌の刊行

大学等の第一線で活躍する研究者、各界の実務担当者の執筆により、論考、視聴覚教育の普及・振興を促す学校教育・社会教育等に関する実践記録、最新の映像教材、教育機器、教育メディアの紹介等、的確な情報を掲載し広く頒布する。

(2) 視聴覚教育関係刊行図書

視聴覚教育の普及・振興に寄与する単行本及び年報を発行する。

【その他事業】

1 巴町アネックス2号館の不動産賃貸事業

協会が保有する「巴町アネックス2号館」2階、4階、9階のスペースを賃貸する事業を実施する。賃貸運営については、家賃収入の安定化を図るため、森ビル株式会社が協会より一括して借り上げ、貸主として各テナントに転貸する転貸方式で運営することとし、同社と転貸借契約を交わしている。継続事業を推進するための安定的な収入を確保する。

2 視聴覚教育を活用した教育方法改善事業

視聴覚教育を活用した教育方法改善に関する事業を実施する。本事業は、文部科学省等の機関が委託等として公募した調査研究事業や、事務委託等による普及啓発事業を受託して行うものである。

令和2年度は、文部科学省委託「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業（多様な通信環境に関する実証）」を受託した東日本電信電話株式会社（維持会員）に協力し、成果物制作に関わる権利処理（著作権等）の業務を請け負い実施した。

本年度も、文部科学省等の機関によるICTの教育活用に関する委託調査研究事業や、事務委託等による普及啓発事業を実施していく。

3 教材開発事業

企業・大学・専門学校等を対象とした研修教材の企画制作に取り組む。本年度に一定の成果があれば、その他事業として本格的に取り組み、財政の安定化を目指す。

4 全国ICT教育首長協議会の運営への協力

協会は、平成28年8月3日に発足した「全国ICT教育首長協議会」の事務局を担当し、運営について協力している。令和2年度は136自治体が加盟となった。例年5月に開催していた総会は、新型コロナウィルス感染症への対応から中止とし、書面議決により実施した。引き続き、新型コロナウィルス感染症への対応について注視してきたが収束は見通せず、令和2年度の事業については見送ることとなった。

本年度は、「GIGAスクール構想」が前倒しされ、1人1台端末等の学校への導入は飛躍的に進んだものの、端末買い換え時の財政支援、超高速通信ネットワークの整備促進、学

習者用デジタル教科書の無償化、授業目的公衆送信保証金制度の補助、学習者教員研修の充実等、加盟自治体からの要望があることから、引き続き、コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、政府への要望活動等の事業を実施していく。

5 賛助会員のための活動

協会の賛助会員（維持会員、研究会員）に対して、出版事業にかかる出版物を配布とともに、会員の研究協議の場として、実地見学、講演会等の形式による「教育メディア開発利用研究会」を随時開催する。

なお、協会の経営基盤をより強固なものとするため、賛助会員の拡充・確保に努める。

6 関連団体への協力

協会は、視聴覚教育利用者団体・提供者団体と協力体制を図ってきている。それに加え、ICT教育活用関連団体との協力や、学習・教育オープンプラットフォームに関する技術の標準等を進める「ICT CONNECT 21」の事業の推進に協力していく。